

こ 保 第 1436 号  
令 和 3 年 9 月 2 日

保護者の皆様

寝屋川市こども部保育課長

「寝屋川市新型コロナウイルス対策（市立学校園等・保育所感染）に関する対処方針」等の整理について（お知らせ）

標記の件につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1 主な整理内容（保育所部分抜粋）

### 【第2段階】

- ・同一クラス内で2人の感染が確認された場合は、当該クラスを「クラス休業」とする（これまでと変更はありません）。
- ・休業期間については、クラス内の感染者数の「規模」や感染者の「症状」により、市保健所と協議の上、「7～14日」の間で定める。ただし、クラス休業期間の決定後、新たな感染が確認された場合は、14日の範囲内で期間を延長することがある。

### 【共通事項】

- ・大規模なクラスターの発生が確認又は予見される場合には、市保健所と協議する中で、「学年休業」「完全休校園」等の措置をとる場合がある。

## 2 改定する対処方針

「寝屋川市新型コロナウイルス対策（市立学校園等・保育所感染）に関する対処方針（2021.9.2）」

[https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization\\_list/kikikanri/bousaike/1594344180320.html](https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kikikanri/bousaike/1594344180320.html)

## 3 適用月日

令和3年9月2日（木）から